

国補東部公園スポレクゾーンサッカー場人工芝設置工事に係る
公募型プロポーザル実施要領等に関する質疑回答書

令和8年5月21日

番号	質問内容	回答欄
1	<p>要求水準書「6. 要求要件（2）人工芝設置等に関する事項 キ・ク」に関して確認いたします。</p> <p>要求水準書では、特殊チップについて「環境に配慮し100%天然由来とする。また、国内実績のあるチップとし、JFA ロングパイル人工芝ラボテスト合格品一覧の中に仕様が含まれているものとする」と記載されています。また、ショックパッドについても「JFA ロングパイル人工芝ラボテスト合格品一覧の中に仕様が含まれているものとする」と記載されています。</p> <p>一方で、公開されている「JFA ロングパイル人工芝の製品検査（ラボテスト）完了製品一覧」には、申請社、製品名、製品番号のみが記載されており、充填材の材質、天然由来であるか否か、特殊チップの種類、ショックパッドの仕様等は確認できない内容となっています。</p> <p>また、2026年4月版「JFA ロングパイル人工芝ガイドライン」では、従来の「JFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度」は2026年3月をもって終了し、今後は同ガイドラインに基づき、ラボテスト適合証およびフィールドテスト適合証を発行する運用に移行するものとされています。</p> <p>同ガイドライン上、ラボテストは、人工芝、充填物、ショックパッド等を組み合わせた人工芝複合製品について、競技性能および製品同一性を確認する製品検査と位置づけられているものと認識しております。</p> <p>なお、同ガイドラインには安全性・環境対策試験として熱特性および有機化合物（PFAS）に関する項目も設けられていますが、特殊チップ単体の天然由来性、環境適合性、または特定充填材そのものを認定する制度ではないと理解しております。</p> <p>したがって、JFA ロングパイル人工芝ラボテスト合格品一覧をもって、特殊チップ単体の天然由来性、環境適合性、または特定充填材の適合性を判断することは、同制度および同ガイドラインの趣旨を超えた解釈となる可能性があると考えます。</p>	

	<p>そのため、要求水準書に記載された「JFA ロングパイル人工芝ラボテスト合格品一覧の中に仕様が含まれているもの」という要件について、以下確認いたします。</p>	
2	<p>1. 確認資料および新ガイドラインとの関係について</p> <p>「JFA ロングパイル人工芝ラボテスト合格品一覧の中に仕様が含まれているもの」とは、具体的にどの公開資料、またはどの提出資料により確認する想定でしょうか。</p> <p>当該一覧のみでは、充填材およびショックパッドの個別仕様を確認することができないため、確認方法を明確にご教示ください。</p> <p>また、2026年4月版「JFA ロングパイル人工芝ガイドライン」では、従来のJFA ロングパイル人工芝ピッチ公認制度は終了し、ラボテスト適合証およびフィールドテスト適合証の運用へ移行する旨が示されています。</p> <p>この場合、要求水準書に記載の「JFA ロングパイル人工芝ラボテスト合格品一覧」とは、旧制度における製品検査完了製品一覧を指すのか、または新ガイドラインに基づくラボテスト適合証を有する製品も含むものか、ご教示ください。</p>	<p>各事業者が公益財団法人日本サッカー協会に申請した「JFA ロングパイル人工芝製品検査申請書」、「JFA ロングパイル人工芝製品検査免除申請書」、「ロングパイル人工芝製品仕様」及び「JFA ロングパイル人工芝製品検査完了証」を想定しています。</p> <p>「JFA ロングパイル人工芝ラボテスト合格品一覧」とは、旧制度における製品検査完了製品一覧を指します。</p>
3	<p>2. 要求水準書記載内容の解釈について</p> <p>当社では、本件への提案検討にあたり、人工芝についてはJFA ロングパイル人工芝製品検査完了済であること、充填材については100%天然素材であることが主な確認事項であり、JFA ロングパイル人工芝製品検査時に使用された充填材そのもの、またはその仕様が100%天然素材であることまでを要件とする趣旨ではないものと理解しておりました。</p> <p>一方で、今回の要求水準書における「JFA ロングパイル人工芝ラボテスト合格品一覧の中に仕様が含まれているもの」との記載については、ラボテスト時の構成部材と同一の充填材を求めているようにも読めるため、当社の上記理解との関係について確認が必要と考えております。</p> <p>つきましては、特殊チップについて、JFA ロングパイル人工芝製品検査時に使用された充填材そのものである必要があるのか、または100%天然素材であることを材質証明書等の資料により確認できればよいのか、要求水準書上の整理をご教示ください。</p>	<p>本工事では、「実施要領 13 評価方法 (1) プレゼンテーション・ヒアリング」に有るとおり、環境性能を重視しております。「要求水準書 6. 要求要件 キ」記載のとおりです。</p>

4	<p>JFA ロングパイル人工芝ラボテスト合格品一覧のみでは充填材仕様を確認できないことから、特殊チップについては、以下の資料を提出することにより要求水準を満たすものとして提案可能でしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 充填材の材質証明書 ・ 100%天然由来であることの証明書 ・ 国内納入実績資料 ・ 継続供給体制を示す資料 ・ 維持管理および補充対応が可能であることを示す資料 ・ 必要に応じて、要求水準が想定する天然由来充填材と同等の仕様であることを説明する資料 	ご推察のとおりです。
5	<p>4. 競争性・公平性について</p> <p>仮に、「JFA ロングパイル人工芝ラボテスト合格品一覧に掲載された製品のラボテスト時構成部材と同一の充填材」に限定される場合、公開一覧からはその仕様を確認できないため、参加事業者が客観的に適合性を判断することが困難となります。</p> <p>また、JFA ロングパイル人工芝ラボテスト合格品一覧では確認できない要件を根拠として参加可否を判断する場合、参加事業者は、要求水準を満たす特殊チップを公開情報に基づいて客観的に選定することができません。その結果、ラボテスト時の構成部材に関する非公開情報を保有する特定メーカー、または当該メーカーと取引関係を有する特定事業者に事実上有利となり、同等品質の100%天然由来充填材を保有する事業者の参加機会が制限されるおそれがあります。</p> <p>当社は本件への応札を具体的に検討しており、人工芝、充填材、ショックパッドの供給体制および維持管理体制についても提案可能な立場にあります。</p> <p>そのため、特殊チップの適合性については、JFA ロングパイル人工芝ラボテスト合格品一覧における記載の有無のみを判断根拠とするのではなく、材質証明書、100%天然由来証明書、国内納入実績資料、継続供給体制、維持管理体制等により、客観的に確認する運用としていただくことが、公平な競争性の確保の観点からも適切と考えます。</p> <p>要求水準の解釈により、実体ある応札予定者の参加機会が不明確なまま制限されることのないよう、上記要件の確認方法および適合判断基準を明確にご回答いただきたく存じます。</p>	要求水準は「要求水準書」記載のとおりです。

6	<p>5. 実施要領・提出資料との整合性</p> <p>実施要領の参加資格要件では、JFA ロングパイル人工芝の製品検査完了製品を製作・調達含む・施工できることとされており、充填材単体が JFA ラボテスト合格品であることまでは明記されていません。</p> <p>また、技術提案書等の提出書類では、特殊チップについて「天然由来 100%と判断できる資料」の提出が求められています。</p> <p>このことから、特殊チップについては、JFA ラボテスト時に使用された充填材そのものであることではなく、天然由来 100%であることを資料により確認できればよい、との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>人工芝の要求水準は、「要求水準書 6. 要求要件」記載のとおりであり、提出書類はこれに基づくものとなります。</p>
7	<p>6. 評価基準との整合性</p> <p>評価基準においても、環境性では「充填材が 100%天然由来であること」「夏期の温度上昇抑制」「公共水域への流出安全性」が評価項目とされており、施工実績等では「100%天然由来の充填材を使用した施工実績又は納品実績」が評価対象とされています。</p> <p>したがって、特殊チップの適合性は、天然由来 100%であること、国内実績、安全性、維持管理・供給体制等により判断されるものと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>ご推察のとおりですが、「JFA ロングパイル人工芝ラボテスト合格品一覧」にある、天然由来 100%特殊チップでなければ適合しません。</p>
8	<p>7. 弊社特許について</p> <p>当社は、ココヤシベースの天然由来充填材を用いた人工芝構造に関して、人工芝用途に係る登録特許を保有しております。</p> <p>当該特許は、人工芝におけるヤシ殻由来成分を用いた充填材および人工芝製運動競技場に関するものであり、当社は本分野において、単なる資材調達にとどまらず、技術的根拠、知的財産、供給体制および維持管理対応を有する事業者として、本件への提案を検討しております。</p> <p>また、民間企業が自ら開発し、知的財産化した技術について、公開情報では確認できない要件により参加機会が制限される場合、当該技術の正当な評価機会および事業機会が損なわれるおそれがあります。</p> <p>一方で、天然由来充填材の国内供給者は限られており、要求水準の解釈によって特定少数の製品または供給者に事実上限定される場合、参加事業者間の競争性・公平性に影響するだけでなく、採用される充填材の技術的根拠、継続供給性、維持管理体制、ならびに知的財産上の権利関係についても確認が必要になるものと考えます。特に、ココヤシベースの天然由来充填材については、製品仕様によっては当社が共有保有する登録特許と</p>	<p>本工事では、「JFA ロングパイル人工芝ラボテスト合格品一覧」にある、国内実績のある天然由来 100%の特殊チップの製作（調達）及び施工を求めています。</p>

	<p>の関係整理が必要となる可能性もあるため、特定製品または特定供給者に限定するのではなく、100%天然由来であること、国内納入実績、継続供給体制、維持管理体制、技術的根拠等を示す資料により、客観的に適合性を確認する運用としていただきたく存じます。</p> <p>したがって、特殊チップの適合性については、JFA ロングパイル人工芝ラボテスト完了製品一覧における記載の有無のみではなく、上記各資料により総合的に確認されるものとの理解でよろしいでしょうか。</p>	
9	<p>8. 確認したい結論</p> <p>以上を踏まえ、人工芝本体が JFA ロングパイル人工芝製品検査完了済、または 2026 年 4 月版ガイドラインに基づくラボテスト適合証を有する製品であり、充填材については 100%天然由来であること、国内納入実績があること、継続供給および維持管理対応が可能であることを資料により確認できる場合、JFA ラボテスト時に使用された充填材そのものでなくても、本件要求水準を満たすものとして提案可能との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、上記の資料により充填材の適合性を確認できる場合、参加表明および参加資格審査の段階においても、当該充填材を用いることのみを理由として参加資格を満たさないものとは判断されない、との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>なお、本要件の解釈が明確化されない場合、参加事業者間で適合判断に差異が生じるだけでなく、特定事業者または特定製品に過度に有利な条件設定と受け止められるおそれがあるため、客観的かつ公平な判断基準をご明示いただきたく存じます。</p>	<p>本工事では、「JFA ロングパイル人工芝ラボテスト合格品一覧」にある、国内実績のある天然由来 100%の特殊チップの製作（調達）及び施工を求めています。そのため、「実施要領」、「要求水準書」どおりとしています。</p>
10	<p>人工芝等の実施設計は、詳細図面、数量計算書等の資料作成を含むとありますが、作成する資料は、改修計画平面図・人工芝舗装断面図・人工芝仕様書・仮設図・数量計算書にてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご推察のとおりです。</p>
11	<p>実施要領の 12 の（２）のイにおいて、「技術提案者はプレゼンテーションにおいて、提案者名及び提案価格見積書の価格を公表してはならない。」と明記されておりますが、提案をする人工芝の製品名やメーカー名は公表可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご推察のとおりです。</p>
12	<p>提案価格には、完成後の維持管理費用は含まないという考えでよろしいでしょうか。</p>	<p>ご推察のとおりですが、これを拒むものではありません。</p>

13	<p>公告されている計画平面図の図面データを提供して頂くことは可能でしょうか。</p>	<p>提供可能です。ホームページからダウンロードしてください。CAD形式はJWWになります。</p>
14	<p>当該資格の配置を必須とすることにより、資格保有者が在籍する一部の事業者に入札参加が限られる可能性があると考えております。</p> <p>この点について、地方自治法の趣旨に基づく公平性および競争性確保の観点から、本要件が適切であるとする具体的なお考えをご教示いただけますでしょうか。</p> <p>また、本要件の設定にあたり、参加可能事業者数への影響について、どのような検討・検証が行われたのかにつきましても、可能な範囲でご説明いただけますと幸いです。</p> <p>さらに、当該資格を必須としない場合でも、同種工事の施工実績や経験年数、あるいは国家資格者の配置等により一定の品質確保は可能と考えられますが、そのような中で本資格を必須要件とされている理由やお考えについても、あわせてお聞かせください。</p> <p>加えて、本要件が結果として過度な参加制限や特定資格保有者への偏りとならないよう、どのように整理・ご判断されているのかについても、ご説明いただけますと幸いです。</p>	<p>本工事では、適切な施工管理や品質管理の観点から、運動施設工事に特化した知識・技術・技能を有した、運動施設施工技士の配置を求めています。</p>